

## 2枚目に請求書があります

こちらの内容を必ずお読みの上ご請求ください

### ～ 映画鑑賞補助 事後精算請求について ～

#### ◆請求方法◆

映画鑑賞後、「映画鑑賞事後清算請求書」に「チケット半券」(原本)を添付し互助会へ請求(郵送・FAX・持参)する。FAXの場合はチケット半券に利用者の氏名を必ず記入してください。

チケット半券には下記①～③の項目が必要です。

**【①映画館名 ②利用日 ③金額】**

①～③の項目に不足があった場合は再提出していただくことがあります

《ご注意ください》

▲ムビチケなどで0円と記載された半券の場合

→支払ったことがわかる証明(領収等)を別途添付してください。

▲日付がない半券

(シネマ5・日田シネマテークリベルテ・別府ブルーバード劇場等)

→映画館に日付印を押してもらるか、日付がわかる証明を別途添付してください。

#### ◆請求期限◆

《2025(令和7)年度分》

2026年3月31日まで。ただし2026年3月利用分については2026年5月31日まで(いずれも必着)。

※年度末退職者および転出者の2026年3月利用分は、2026年4月15日必着。(補助対象の会員・扶養家族の確認ができなくなるため)

#### ◆受付締切日と振込日◆

受付締切: 毎月末

振込日: 翌月末

【請求期限】

2025(令和7)年4月1日～2026(令和8)年3月31日

※但し、2026(令和8)年3月利用分は同年5月31日必着

※年度末退職者及び転出者の2026(令和8)年3月利用分は同年4月15日必着  
(補助対象の会員・扶養家族の確認ができなくなるため)

※この用紙はコピーしてお使いになれます

受 付

2025(令和7)年度「現職会員」映画鑑賞補助 事後精算請求書

会員1人につき  
年度内 **8回** まで

利用映画館

利用年月日

年 月 日 (名分)

【添付するチケット半券について】

チケット半券には、以下の(1)～(3)のすべての項目が必要となります。再度ご確認ください。

(1)映画館名 (2)利用日 (3)金額  
FAXで請求される場合は必ずそれぞれの半券に利用者氏名(フルネーム)をご記入ください。

【映画 補助対象者】

	所属所	職員番号	利用者氏名	年齢	会員との続柄	購入金額	補助額 (※互助会で記入)
①	所属コード 所属						
②	所属コード 所属						
③	所属コード 所属						
④	所属コード 所属						
⑤	所属コード 所属						

上記のとおり映画補助事後精算を請求します。

年 月 日

～お振込先とご利用回数について～

- (公立学校共済組合に届出の口座にお振込みします)
- ご家族でご請求の場合は、右の会員代表者へお振込み、カウントします。
- 会員同士でご請求の場合は、会員それぞれにお振込み、カウントします。

会員代表者

代表者  
電話番号

( ) -

一般財団法人 大分県教職員互助会 殿

映画鑑賞後の半券「原本」貼付

▼ 貼付の前にご確認ください

- FAXで請求される場合は、必ずそれぞれの半券に利用者氏名(フルネーム)をご記入ください。
- 半券が重ならないように貼り付けてください。
- 上記(1)～(3)の項目があるかご確認ください。不足している場合は再提出いただくことがあります。

【請求方法】 次のいずれかの方法で請求ください。 ■FAX… 大分県教職員互助会 (097-556-3221) ■郵送 ■持参